

【宇土市】施設等利用費の請求方法について

(認可外保育施設等・預かり保育を利用している方向け)

○請求方法について

施設等利用費の支給は償還払いで行います。償還払いとは、一旦利用料を支払っていただき、その後申請することで払い戻しを受ける仕組みです。償還払いを受けるためには、保護者が「施設等利用請求書」に必要な書類を添えて市に提出する必要があります。

<手続きの流れ>

- ①利用した施設に「領収書」、「提供証明書」の交付を依頼してください。
- ②「請求書」に必要な事項を記入のうえ、「領収書」、「提供証明書」「振込先口座の通帳等の写し」を添付して宇土市子育て支援課に提出してください。
- ③市で確認・審査を行い、指定の口座に施設等利用費を振り込みます。

<請求受付について>

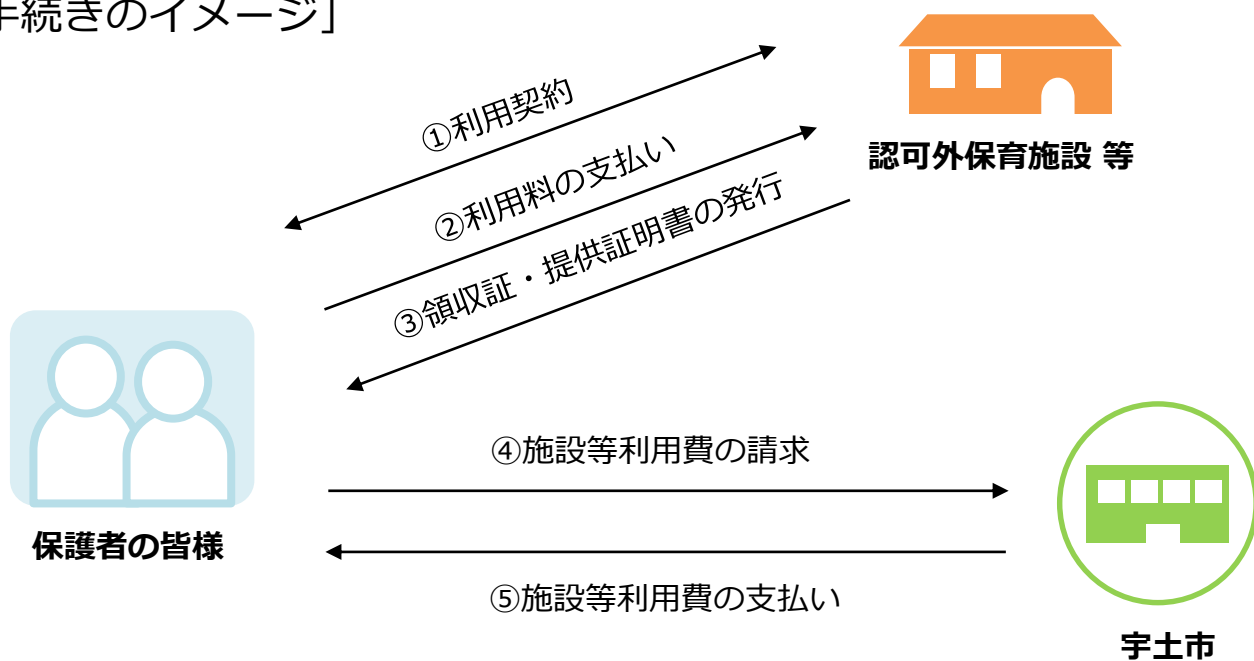
給付請求の受付は四半期ごとに行います。

(10～12月分：1月請求, 1～3月分：4月請求, 4～6月分：7月請求, 7～9月分：10月請求)

<様式等について>

領収書、提供証明書など必要な様式については、子育て支援課窓口での配布及び宇土市ホームページをご覧ください。

[手続きのイメージ]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、施設等利用給付認定の申請が必要です。
※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

【問い合わせ先】

宇土市 健康福祉部 子育て支援課

TEL : 0 9 6 4 - 2 2 - 1 1 1 1 MAIL : kosodate01@uto.kumamoto.jp